

函館市子ども家庭センターの設置について

1 概要

令和4年改正児童福祉法(令和6年4月1日施行)により、市町村において、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な支援等を行う子ども家庭センターの設置に努めることとされたところである。

なお、子ども家庭センターには、母子保健および児童福祉双方の機能について、マネジメントができる責任者としてセンター長を、母子保健機能および児童福祉機能の双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することができる者として、統括支援員を配置することとされている。

2 函館市子ども家庭センター

母子保健機能と児童福祉機能をそれぞれ担ってきた函館市子育て世代包括支援センター【現：母子保健課内】(名称：マザーズ・サポート・ステーション)と函館市子ども家庭総合支援拠点【現：次世代育成課内】を函館市子ども家庭センターとして位置付け、これまで同フロアで連携しながら妊産婦・子育て世帯・こどもの支援を行ってきたものを、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援をより一層両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指していく。

センター長については子ども未来部次長を、統括支援員については令和6年4月に新設する子ども見守り・相談課長を充てるものである。

